

平成 19 年 5 月 25 日掲載

事業契約書（案）の変更箇所新旧対照表

該当箇所	変更前（H19.4.20）	変更後（H19.5.25）
事業契約書 P1 5	以下で定義する本約款第 34 条の定めるところにとる。	以下で定義する本約款第 34 条の定めるところによる。
事業契約書 P1 なお書き	なお、本契約は、仮契約とし、・・・狭山市議会の議決を得られたとき、本契約とする。本契約の締結を証するため・・・	なお、本事業契約は、仮契約とし、・・・狭山市議会の議決を得られたとき、本契約とする。本事業契約の締結を証するため・・・
事業契約約款 P2 第 5 条 1、2 P3 第 14 条 2 P10 第 35 条 2 P13 第 47 条 1 P20 第 65 条 4（2）イ	本施設	本施設等
約約款 P4 第 15 条 3	市の責めに帰すべき事由に基づく場合には、市が負担し、 <u>その他の場合は、事業者が負担する。</u>	市の責めに帰すべき事由に基づく場合には、市が負担し、 <u>事業者の責めに帰すべき事由に基づく場合には、事業者が負担する。</u>
事業契約約款 P4 第 15 条 4～5	<u>3～4</u>	<u>4～5</u> (項番号の変更)
事業契約約款 P4 第 17 条 2	認め <u>た</u> 場合	認め <u>た</u> とき

該当箇所	変更前 (H19.4.20)	変更後(H19.5.25)
事業契約約款 P6 第24条 見出し P13 第47条 見出し、1、2	近隣対策	近隣対応
事業契約約款 P6 第24条 2		<u>2 市は、事業者からの要請があった場合には、前項に規定する事業者による近隣対応に対し必要な協力を行うものとする。</u>
事業契約約款 P7 第26条 1	当該協議が不調に終わった場合、市が当該変更の当否を決定するものとし、事業者は、これに従う。	当該協議が不調に終わった場合、市が当該変更の当否を決定するものとし、 <u>原則として</u> 事業者は、これに従う。
事業契約約款 P7 第27条1 P10 第37条1	相当する額	相当する金額
事業契約約款 P9 第34条 2	前項の保証に係る契約保証金の額は、本施設等の設計及び建設工事等の費用に相当する金額	前項の保証に係る契約保証金の額は、本施設等の設計、 <u>建設工事及び工事監理費</u> の費用に相当する金額
事業契約約款 P9 第34条 4	保証の額が変更後の <u>契約金額</u> の10分の1に達するまで、	保証の額が変更後の本施設等の設計、 <u>建設工事及び工事監理費の費用に相当する金額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額</u> の10分の1に達するまで、

該当箇所	変更前 (H19.4.20)	変更後(H19.5.25)
事業契約約款 P 11 第 40 条 2	本施設等の引渡しの日から <u>5</u> 年以内 (木造建物等の建設工事の場合) 又は <u>10</u> 年以内(コンクリート造の建物 等又は土木工作物等の建設工事及び 設備工事等の場合)とする。ただし、 その瑕疵又は損害が、事業者の故意 又は重大な過失によって生じたもの であるときは <u>10</u> 年とする。	本施設等の引渡しの日から <u>1</u> 年以内 (木造建物等の建設工事の場合) 又は <u>2</u> 年以内(コンクリート造の建物 等又は土木工作物等の建設工事及び 設備工事等の場合)とする。ただし、 <u>事業者が当該瑕疵を知っていたとき、</u> その瑕疵又は損害が、事業者の 故意又は重大な過失によって生じた 場合、又は住宅の品質確保の促進等 に関する法律(平成 11 年法律第 81 号)第 88 条第 1 項に規定する構造耐 力上主要な部分若しくは雨水の浸入 を防止する部分について生じた場合 (構造耐力上又は雨水の浸入に影響 のないものを除く。)には、当該請求 を行うことのできる期間は、 <u>1 年を 5</u> <u>年とし、2 年を 10 年とする。</u>
事業契約約款 P 15 第 55 条 1	別紙 3 に記載する「建設、維持管理 及び運営業務期間中の保険」に加入 する、	別紙 3 に記載する「建設、維持管理 及び運営業務期間中の保険」のうち、 第三者賠償責任保険等に加入する、
事業契約約款 P 15 第 56 条 1	ただし、本条第 5 号の場合において は、	ただし、本項第 5 号の場合において は、
事業契約約款 P 19 第 65 条 4 (1) ア	本施設等の設計及び建設工事等の費 用	本施設等の設計、建設工事及び工事 監理費の費用
事業契約約款 P 19 第 65 条 4 (1) イ	適正な価格	相当する金額
事業契約約款 P 20 第 65 条 4 (2) イ	相当する支払い金額	相当する金額
事業契約約款 P 20 第 65 条 4 (2) イ	支払うことにより、本施設等をその まま所有する権利を有する。	支払い、本施設等をそのまま所有す る。

該当箇所	変更前 (H19.4.20)	変更後(H19.5.25)
事業契約約款 P20 第66条 2 (1) ア	相当する <u>代金</u>	相当する <u>金額</u>
事業契約約款 P21 第66条 2 (2)	当該解除が、 <u>市</u> が本施設等の引渡し後になされた場合	当該解除が、本施設等の引渡し後になされた場合
事業契約約款 P21 第66条 2 (2) ウ	市が <u>買い取り</u> をしなかったものを除き、	市が <u>買い取る</u> ものを除き、
事業契約約款 P21 第67条 1	市は、本 <u>事業</u> の実施の必要が無くなった場合又は本施設等の転用が必要となった場合、	市は、本 <u>事業</u> の実施の必要が無くなった場合又は本施設等の転用が必要となった場合、
事業契約約款 P22 第68条 2 (2) イ	違約金等及び当該 <u>買い取り</u> 代金によりてん補されない費用のうち、	違約金等及び当該 <u>買い取り</u> 代金によりてん補されない費用(<u>事業者に係る逸失利益を含まない。</u>)のうち、

該当箇所のページ、章・節等の番号は、変更後のものを示しています。